

山梨県公報

第千四百七十七号

平成十六年

五月二十日

木曜日

目次

道路の供用開始……………三四七

公告

大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………三四七

大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三四八

基本測量の実施……………三四八

公共測量の実施……………三四八

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………三四九

換地処分の届出……………三四九

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………三四九

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則……………三五〇

平成十六年度交通誘導警備二級検定の実施について……………三五〇

その他……………三五〇

漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………三五二

告示

山梨県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

公告

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年九月二十日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
山梨県家具工業株式会社 代表取締役 矢部正一	甲府市徳行二丁目四番二十三号

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ウェルゾーン
 - 所在地 甲府市徳行二丁目二百八十六番
- 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ウェルガーデン	ウェルゾーン

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	一三七号	富士吉田市大字新倉字出口二六七五番の一地先から南都留郡富士河口湖町大字船津字南八津四八六五番の一地先まで	七六・二	平成十六年 五月二十日

大規模小売店舗を
設置する者の名称
及び代表者の氏名

山梨県家具工業協同組合	代	山梨県家具工業株式会社	代表
表理事	内藤悦次	取締役	矢部正一

- 3 変更の年月日
平成十六年二月十九日
届出年月日
平成十六年四月十九日

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお
り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六
年九月二十日まで縦覧に供する。
平成十六年五月二十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 御坂マーケットタウン
(二) 所在地 東八代郡御坂町夏目原字カウド千百十六番
- 2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
御坂ショッピングセンター	御坂マーケットタウン
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	
変更後の氏名又は名称	変 更 後 の 住 所

株式会社セルバ	代表取締役	桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一
田中和仁			東八代郡御坂町下野原千百六十六番一
小笠原良臣			東八代郡御坂町夏目原六百七十一番一
株式会社マツヤデンキ	代表取締役	切 石哲	大阪府中央区難波千日前十三番十

- 3 変更の年月日
平成十六年四月十四日
届出年月日
平成十六年四月十五日

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十六年
四月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通
知があった。
平成十六年五月二十日

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 作業期間 平成十六年六月一日から平成十六年九月三十日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町及び中巨摩郡敷島町

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、平成十六年五月六日付けで日本道路公団東京建設局上野原工事事
務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十六年五月二十日

- 一 作業種類 公共測量（測地成果二〇〇〇導入に伴う公共測量成果座標変換マニユア
ルによる改算）
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 作業期間 平成十六年五月六日から平成十六年六月四日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町、身延町、中富町及び増穂町、西八代郡下部町、六郷町

及び市川大門町並びに南アルプス市

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年五月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡富士河口湖町船津字南八津四八四八、四八四九、四八五〇、四八五一、四八五二、四八五三、四八五五の一、四八五五の二、四八五六、四八五七、四八五八、四八四四、四八四五、四八四六、四八四七、四九一一、四八六五、四八二九の一、四八三〇の一、四八三〇の三、四八三〇の五、四八三三、四八三三、四八三四、四八三五、四八三六、四八三七、四八四〇の一部、四八四二、四八四三、四八三〇の二、四八三〇の四、四九〇八の二、四九〇九の一、四九〇九の二及び四九一〇並びに字狭石四八二九の乙、四八二八の一、四八二九の二及び四八二八の三並びに富士吉田市新倉字流二七三〇の一、二七二五の二、二七二七の一、二七二二、二七二五の一、二七二五の八、二七二一、二七二三の一、二七二八、二七〇五、二七〇六、二七〇八、二七〇九、二七〇七、二七二九及び二七三三の一並びに字出口二六七四の一、二六七五の一、二六七六の一、二六七九の四、二六七九の六、二六八〇の二、二六八〇の三及び二六八〇の一の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号 株式会社Ｊマート 代表取締役 宮前享

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年五月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字唐松入四八七八の四及び四八七八の六の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府高槻市芝生町一丁目五十一番二号 岩谷物流株式会社 代表取締役社長 粟井英朗

● 換地処分届出
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、豊富村長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。
平成十六年五月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名
沼久保地区
二 換地処分をした年月日
平成十六年五月十一日
三 換地処分をした土地の権利者数
十六人

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年五月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項及び第三十一条第一項中「小笠原警察署」を「南アルプス警察署」に改める。

別表第二小笠原の部中「小笠原」を「南アルプス」に改める。

別表第三小笠原警察署の部中「小笠原警察署」を「南アルプス警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する小笠原警察署の長によってなされた処分その他の

行為又は小笠原警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「新規規則」という。）に規定する南アルプス警察署の長によってなされた処分その他の行為又は南アルプス警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する小笠原警察署に勤務する者は、新規規則に規定する南アルプス警察署に勤務を命ぜられたものとする。

山梨県公安委員会規則第五号

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年五月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則（平成三年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「小笠原」を「南アルプス」に改める。

様式第八中「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全推進委員協議会に関する規則第一四条」を「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第一五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年六月一日から施行する。

● 平成十六年度交通誘導警備二級検定の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の二に規定する検定を次のとおり実施する。

平成十六年五月二十日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

一 実施する検定の種別及び級

交通誘導警備二級

二 実施日時

平成十六年八月二十七日（金）午前八時三十分から午後五時まで

三 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三一一）

四 受検定員

六十名

五 検定試験の内容

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 車両等の誘導に関すること。

(四) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 車両等の誘導に関すること。

(二) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

六 受検資格

1 山梨県内に住所を有する者

2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

3 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

(一) 警備業法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者

(二) 「検定規則」という。（第十一号第一項第二号又は第三号に該当することにより

検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

七 受検手続

1 提出書類

検定を受けようとする者は、その住所地（検定を受けようとする者が山梨県内の

営業所に属する警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含

む。）を管轄する警察署に次の書類を提出しなければならない。

(一) 山梨県内に住所を有する者

(1) 検定申請書（正副一通）

(2) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）

(3) 警備業法第三条第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び

東京法務局の登記事項証明書

(4) 警備業法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

(5) 検定規則第五条第一号及び第二号に掲げるいずれにも該当しないことを誓約

する書面

(6) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(二) 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

(1) 前記(一)の書類

(2) 当該営業所に属することを疎明する書面

2 受付期間

(一) 平成十六年七月十六日（金）から同年七月三十日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

八 受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。受検手数料 二万二千円（山梨県収入証紙で納付すること。）

なお、受検手数料は、申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

九 携行品

受検票、筆記用具、警笛、運動靴及び白手袋（軍手も可）

十 受検に関する問い合わせ先

山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五 一三五 二二二一内線七一 五二二）又は山梨県内の各警察署生活安全課（係）

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第五 一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。

ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する場合はこの限りではない。

平成十六年五月二十日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠原 正五郎

一 指示内容

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。また、富士川水系においてコイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成十六年五月十七日から平成十六年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番